

令和8年度瑞穂市自治会連合会総会次第

日 時：令和8年4月15日（水）午後1時30分～
場 所：ココロかさなるCCNセンター
サンシャインホール

1 開 会

2 あいさつ

3 第1部 総会

議案第1号

令和7年度 瑞穂市自治会連合会 事業報告及び会計決算報告
瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告及び会計決算報告について

総会資料 P 1

議案第2号

令和8年度 瑞穂市自治会連合会役員を選任について

総会資料 P 8

議案第3号

令和8年度 瑞穂市自治会連合会 事業計画及び会計予算
瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算について

総会資料 P11

4 事務局からの連絡事項等

～ 休 憩 ～

5 第2部 自治会長研修会

- (1) 内容：出前講座の紹介について
講師：生涯学習課・スポーツ推進委員
- (2) 内容：自治会運営支援システム「CHIKUWA!」について
講師：スパイラルローキャス株式会社

6 閉 会

令和 8 年度

瑞穂市自治会連合会総会

令和 8 年 4 月 1 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～
ココロかさなる CCN センター サンシャインホール

議案

- 第 1 号 令和 7 年度
瑞穂市自治会連合会 事業報告及び会計決算報告
瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告及び会計決算報告について
- 1 -
- 第 2 号 令和 8 年度
瑞穂市自治会連合会役員を選任について
- 8 -
- 第 3 号 令和 8 年度
瑞穂市自治会連合会 事業計画及び会計予算
瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算について
- 1 1 -

議案第1号

令和7年度瑞穂市自治会連合会事業報告

月 日	事業名	内 容
4月9日	第1回 自治会連合会 役員会	協議事項 ・自治会連合会役員選出について ・令和7年度瑞穂市自治会連合会総会について ・令和7年度自治会長説明会&校区連絡会について
4月16日	自治会連合会 総 会	議案事項 ・令和6年度瑞穂市自治会連合会 事業報告・及び会計決算 報告・瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告及び会計決 算報告について ・令和7年度瑞穂市自治会連合会役員の選任について ・令和7年度瑞穂市自治会連合会 事業計画（案）及び会計 予算（案）・瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算（案） について 自治会長研修会 ① 出前講座の紹介について 講師：生涯学習課・スポーツ推進委員 ② 自治会のデジタル化について 講師：バイザー株式会社
4月16日 (南校区) 4月18日 (西校区) 4月18日 (中校区) 4月24日 (穂積校区) 4月25日 (牛牧校区) 5月12日 (生津校区) 5月14日 (本田校区)	自治会長説明会	議題 ・瑞穂市自治会連合会及び校区連絡会等のスケジュールにつ いて ・令和7年度 防災研修・防災訓練について ・瑞穂市防災ハンドブックについて ・瑞穂市自治会ハンドブックについて ・令和7年度日本赤十字社社資（寄付金）募集について ・令和7年度敬老事業に係る名簿貸出しについて ・民生委員・児童委員の一斉改選について ・令和7年度「瑞穂市緑の募金」運動の実施について ・瑞穂市かきりん振興券事業について ・「瑞穂市ひまわりプロジェクト」について ・令和7年国勢調査員の推薦依頼について ・令和7年度 瑞穂市関係行事について 【社会福祉協議会からのお知らせ】 ・瑞穂市社会福祉協議会について ・社会福祉協議会の事業計画について ・社会福祉協議会会費の納入及び共同募金への協力について ・社会福祉協議会の出前講座について ・「支え合いのまちづくり」出張説明会について ・ふれあい・いきいきサロンについて ・認知症勉強会について

		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所製品カタログについて ・福祉機器、福祉車両、レクリエーション備品について ・福祉協力員について
5月8日	第2回 自治会連合会 役員会	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区自治会連合会について ・5月以降の事業計画について ・審議会等委員について
6月27日	岐阜県 自治連絡協議会 常任理事会 (岐阜市)	<p>議案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出決算について ・令和7年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出予算(案)について ・次期各種事業の開催地について ・令和7年度岐阜県自治連絡協議会役員を選出について
7月12日	自治会長研修	<p>① グループに分かれワークショップを実施 参加者:59名 テーマ「持続可能な自治会運営について」 ファシリテーター:岐阜県コミュニティ診断士</p> <p>② 自治会運営システム「CHIKUWA!」の登録説明会を実施</p>
7月18日	岐阜県 自治連絡協議会 総会 (各務原市)	<p>議案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出決算について ・令和7年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出予算(案)について ・令和8年度各種事業の開催地について ・令和7年度役員を選出について
8月6日	第3回 自治会連合会 役員会	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区自治会連合会の状況について ・今後の自治会連合会事業計画等について ・令和8年度「自治会施設(公民館)についての調査」へのご協力について ・単位自治会の状況及び自治会カルテについて ・自治会長研修の振り返りについて ・防災に関わる依頼及び連絡事項について ・みずほ♡おれんじぷろじえくと2025への参加募集のご案内 ・令和7年度地域福祉推進セミナーのご案内

	校区連絡会	8月6日 南校区 8月8日 西校区 8月8日 中校区 8月13日 本田校区 8月18日 生津校区 8月21日 穂積校区 8月22日 牛牧校区
11月5日	第4回 自治会連合会 役員会	協議事項 ・各小学校区自治会連合会の状況について ・令和7年度 瑞穂市自治会連合会事業報告会について ・令和7年度 自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について ・令和8年度 自治会長等の選出及び報告について ・令和8年度 消防団員の推薦について ・令和8年度 瑞穂市自治会連合会総会等について ・瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について ・令和7年度社会福祉協議会各種事業について ・支え合いのまちづくり講演会の案内について
	校区連絡会	11月5日 南校区 11月7日 西校区 11月7日 中校区 11月7日 牛牧校区 11月12日 本田校区 11月13日 穂積校区 11月17日 生津校区
11月14日	岐阜県 自治連絡協議会 研修会 (瑞穂市)	研修内容 「瑞穂市事例発表」 ① 「瑞穂市自治会連合会 ICT化導入について」 (本田団地自治会・中宮自治会) ② 「生津校区見守り隊について」 (生津自治会連合会)
2月4日	第5回 自治会連合会 役員会	協議事項 ・各小学校区自治会連合会の状況について ・令和8年度瑞穂市自治会連合会総会等について ・令和7年度瑞穂市自治会連合会事業報告(見込)・会計決算報告(見込)について ・令和7年度瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告(見込)・会計決算報告(見込)について ・令和8年度瑞穂市自治会連合会 事業計画(案)について ・提出物の確認について ・CHIKUWA!の引継ぎについて ・支え合い助け合い活動(事業)について

	校区連絡会	2月4日 南校区 2月6日 牛牧校区 2月6日 西校区 2月6日 中校区 2月10日 本田校区 2月12日 穂積校区 2月16日 生津校区
--	-------	---

令和7年度 瑞穂市自治会連合会会計決算報告

収入の部

科 目	A 予算額(円)	B 決算額(円)	比 較 (B-A)	摘 要
1 市補助金	2,255,000	2,255,000	0	令和7年度補助金
2 諸 収 入	1,000	1,716	716	預金利息 1340 円 雑入 376 円
合 計	2,256,000	2,256,716	716	

支出の部

科 目	C 予算額(円)	D 決算額(円)	比 較 (D-C)	摘 要
1 事 業 費	2,246,000	1,992,270	△253,730	
1 会議・研修費	366,000	130,900	△235,100	市自治会連合会 研修会費 129,244 円 飲料代 1,656 円
2 啓発費	50,000	45,120	△4,880	県自治連絡協議会負担金 36,980 円 加入促進費等 8,140 円
3 デジタル化 事業費	650,000	646,250	△3,750	利用費用 397,100 円 初期費用導入費用 249,150 円
4 慶弔費	20,000	10,000	△10,000	2 件
5 繰出金	1,160,000	1,160,000	0	自治活動傷害給付事業繰出金 50 円×23,200 世帯 1,160,000 円
2 予 備 費	10,000	0	△10,000	
合 計	2,256,000	1,992,270	△263,730	

収入総額 2, 2 5 6, 7 1 6 円

支出総額 1, 9 9 2, 2 7 0 円

残額 2 6 4, 4 4 6 円

※市補助金(2,255,000円)から支出総額(1,992,270円)を差し引いた残額(262,730円)は市へ返還します。

残額(1,716円)は令和8年度会計へ繰り越します。

令和7年度瑞穂市自治会連合会会計決算について報告します。

令和8年4月15日提出

瑞穂市自治会連合会 会 長 馬 淵 一 弘

令和7年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業報告

事故発生日	傷 害 状 況	審 査 日	給付額
R7 4月27日	右大腿骨頸部骨折（入院） ※水路清掃時に転倒して負傷	令和7年 7月12日	255,000円
R7 8月23日	左眼球打撲、左眼瞼皮膚擦過傷（通院） ※自治会の夏祭り時に子どもが負傷	専決	30,300円
R7 11月2日	頭部打撲（通院） ※防災訓練時に転倒して負傷	専決	4,650円
合 計			289,950円

令和7年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算報告

収入の部

科 目	A 予算額 (円)	B 決算額 (円)	比 較 (B-A)	摘 要
1 繰越金	43,082,368	43,082,368	0	繰越金 (定期預金 20,000,000円 普通預金 23,082,368円)
2 繰入金	1,160,000	1,160,000	0	市自治会連合会より
3 諸収入	12,632	64,434	51,909	普通預金利息 39,027円 定期預金利息 25,407円
合 計	44,255,000	44,306,802	51,909	

支出の部

科 目	C 予算額 (円)	D 決算額 (円)	比 較 (D-C)	摘 要
1 事業費	172,000	171,580	△1,220	賠償責任保険料
	1,160,000	292,040	△867,960	給付金 289,950円 手数料 2,090円
2 予備費	42,923,000	0	△42,089,000	予備費
合 計	44,255,000	463,620	△43,076,730	

収入総額 44,306,802円

支出総額 463,620円

差引残額 43,843,182円

〔内10,000,000円 大垣共立銀行定期預金
10,000,000円 ぎふ農業協同組合定期預金
23,843,182円 大垣共立銀行普通預金〕

※残額43,843,182円については、令和8年度会計へ繰り越します。

令和7年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算について報告します。

令和8年4月15日提出

瑞穂市自治会連合会会長 馬淵 一弘

監 査 報 告

令和7年度瑞穂市自治会連合会会計及び令和7年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計の執行状況について、4月2日慎重かつ詳細に監査を実施した結果、証拠書類並びに関係帳簿は適正に処理され、正確であることを認めましたのでここに報告します。

瑞穂市自治会連合会
会 長 馬 淵 一 弘 様

令和8年4月2日

監 事 中川 龍二 ⑩

監 事 野々村 隆彦 ⑩

※署名及び印影の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

令和8年度自治会連合会役員の選任について

(敬称略)

校区	校区代表	役職名	氏名	自治会名等	自治会名
生津			たかみ じゅん 高見 順	馬場東	馬場西・馬場東・上生津西・上生津東・下生津・西川原
	○	会長	まぶち かずひろ 馬淵 一弘	下生津	
本田	○		なかがわ りゅうじ 中川 龍二	本田校区自治連合会	小橋・向島・松原・西町・畑中・仲町・東町・大門・仲西・仲東・仁井・本田団地・本田緑町・西只越・テラスノバ只越・桜町二丁目・東只越
			ふなさか もりひと 船坂 守人	本田校区自治連合会	
穂積			たなせ かずひこ 棚瀬 和彦	花塚中町	花塚西町・花塚中町・花塚東町・ビレッジハウス穂積・井場・テラスノバ穂積・桜町一丁目・別府公社住宅・駅前・別府西町・本町・別府北町・別府中町・別府南町・多利町・中原・西畑・上穂積・村中・前所・庄屋敷・中切・下穂積・新町・橋本・セザール穂積・柳一色
		監事	たなせ しげき 棚瀬 繁貴	本町	
			にしがさこ まさひろ 西ヶ迫 正博	多利町	
	○		さわだ まこと 澤田 誠	中切	
牛牧			もり あきら 森 憲	野白新田南	十九条西・十九条中・十九条東・上牛牧・下牛牧・下畑・宝江・穂南・牛牧第一・牛牧第二・牛牧第三・野田第1・野田第2・野田第3・アポロタウン・野白新田北・野白新田南・祖父江・伯母塚
	○	副会長	みぞかわ てつや 溝川 哲哉	牛牧校区自治会連合会 (牛牧友愛会)	
西			たかだ たかゆき 高田 孝之	座倉	座倉・一ツ木・居倉・森・田之上・新月・上唐栗・下唐栗・宮田・大月
	○	監事	いとう ひさふみ 伊藤 久史	一ツ木	
中			はやし ひろし 林 寛至	重里	重里・美江寺・十七条・十八条
	○		きくしま まこと 菊島 誠	美江寺	
南			にしの よういち 西野 陽一	中宮	古橋北・古橋南若宮・古橋南新町・巢南宿舎・横屋・中宮・呂久
	○	副会長	まぶち きよし 馬淵 紀芳	呂久	

令和8年度 瑞穂市自治会連合会名簿

(敬称略)

	校区名	自治会名	自治会長等名
1	生 津	馬場西	伊藤 幸憲
2		馬場東	高見 順
3		上生津西	稲葉 裕美
4		上生津東	武藤 康正
5		下生津	馬淵 一弘
6		西川原	内山 克則
7	本 田	小橋	西村 守史
8		向島	杉山 和信
9		松原	山田 信行
10		西町	関谷 義尚
11		畑中	三羽 英樹
12		仲町	野津 浩行
13		東町	馬淵 明
14		大門	関谷 一彦
15		仲西	後藤 正志
16		仲東	山本 哲伸
17		仁井	藤井 聖司
18		本田団地	坂之上 尚久
19		本田緑町 <small>本田校区自治連合会役員</small>	中川 龍二
20		西只越	齋藤 英樹
21		テラスノバ只越	岡村 正夫
22		桜町二丁目	棚橋 正明
23		東只越	加納 豊
24		本田校区自治連合会役員	船坂 守人

	校区名	自治会名	自治会長等名
25	穂	花塚西町	齋藤 和大
26		花塚中町	棚瀬 和彦
27		花塚東町	栗田 茂
28		ビレッジハウス穂積	杉山 一彦
29		井場	加藤 謙治
30		テラスノバ穂積	甲斐 清志
31		桜町一丁目	船越 進太郎
32		別府公社住宅	加藤 嘉宏
33		駅前	小間 徳夫
34		別府西町	高井 祥光
35		本町	棚瀬 繁貴
36		別府北町	棚瀬 友啓
37		別府中町	廣瀬 博規
38		別府南町	廣瀬 久士
39		多利町	西ヶ迫 正博
40		中原	後藤 信幸
41		西畑	森 博章
42		積	上穂積
43	村中		棚瀬 正樹
44	前所		森田 幸芳
45	庄屋敷		松野 正幸
46	中切		澤田 誠
47	下穂積		松野 隆一
48	新町		瀨瀬 恭彦
49	橋本		嶋 信之
50	セザール穂積		小坂井 伸行
51	柳一色		吉原 憲人

議案第3号

令和8年度瑞穂市自治会連合会事業計画

月	日	曜日	摘 要	対 象
4月	8日	水	第1回 自治会連合会 役員会	連合会役員のみ
4月	15日	水	自治会連合会 総会・研修会	●全自治会長
			自治会長説明会（各校区ごとに開催）	●全自治会長
5月	7日	木	第2回 自治会連合会 役員会	連合会役員のみ
6月	26日	金	岐阜県自治連絡協議会常任理事会（岐阜市）	会長
7月～ 9月	未定		自治会長研修	●全自治会長
7月	10日		岐阜県自治連絡協議会総会（飛騨市）	会長・副会長
8月	5日	水	第3回 自治会連合会 役員会	連合会役員のみ
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）	●全自治会長
11月	6日	金	第4回 自治会連合会 役員会	連合会役員のみ
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）	●全自治会長
11月	6日	金	岐阜県自治連絡協議会研修大会（本巣市）	連合会役員のみ
12月	未定		事業報告会	●全自治会長
2月	4日	木	第5回 自治会連合会 役員会	連合会役員のみ
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）	●全自治会長

令和8年度 瑞穂市自治会連合会会計予算

収入の部

単位：円

科 目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較 (A-B)	摘 要
1 市補助金	2,235,000	2,255,000	△20,000	令和8年度市補助金
2 繰越金	1,716	0	1,716	
3 諸 収 入	1,284	1,000	284	預金利息
合 計	2,238,000	2,256,000	△18,000	

支出の部

単位：円

科 目	C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較 (C-D)	摘 要
1 事 業 費	2,225,000	2,246,000	△21,000	
1 会議・研修費	250,000	366,000	△116,000	会議費・研修費・事業報告会
2 啓発費	50,000	50,000	0	啓発費・県協議会負担金他
3 デジタル化 事業費	710,000	650,000	60,000	CHIKUWA!運用費用 運営費 528,000 円 モデル自治会追加 182,000 円
4 慶弔費	20,000	20,000	0	慶弔費
5 繰出金	1,195,000	1,160,000	35,000	自治活動傷害給付事業 50 円×23,900 世帯
2 予 備 費	13,000	10,000	3,000	
合 計	2,238,000	2,256,000	△18,000	

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

令和8年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業会計予算

収入の部

単位：円

科 目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較 (A-B)	摘 要
1 繰越金	43,843,182	43,082,368	760,814	
2 繰入金	1,195,000	1,160,000	35,000	令和8年度市自治会連合会より
3 諸収入	11,818	12,632	△814	預金利息
合 計	45,050,000	44,255,000	795,000	

支出の部

単位：円

科 目	C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較 (C-D)	摘 要
1 事業費	1,369,000	1,332,000	37,000	
1 賠償責任保険	174,000	172,000	2,000	
2 給付金	1,195,000	1,160,000	35,000	
2 予備費	43,681,000	42,923,000	758,000	
合 計	45,050,000	44,255,000	795,000	

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

瑞穂市自治会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、瑞穂市自治会連合会と称する。

(組織)

第2条 本会は、瑞穂市内の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、住民福祉の向上を図るため、各校区自治会連合会及び自治会相互の連絡調整をはかり良好な地域社会の維持及び形成に資すると共に、市政への協力と民意の反映につとめ住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民生活の安全と福祉の増進に関すること
- (2) 行政事務に対する助言、協力に関すること
- (3) 各校区自治会連合会及び各自治会との連絡、協調に関すること
- (4) 研修会の開催
- (5) その他本会の目的達成に必要と認めること

(事務所)

第5条 本会の事務所は、瑞穂市役所に置く。

(役員を選任)

第6条 本会の役員は、16人以内とする。

2 役員は、各校区より選出し、総会において選任する。

(役職)

第7条 本会に、次の役職を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役職は、役員の間選により定める。

(職務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職員)

第10条 本会に、次の職員を置く。

- (1) 会計 1人
- (2) 書記 1人

- 2 職員は、市役所職員のうちから会長が委嘱する。
- 3 会計は、会長の命を受け本会の会計事務に従事する。
- 4 書記は、会長の命を受け本会の事務に従事する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、及び役員会とする。

- (1) 総会は、年1回開催する。
 - (2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。
 - (3) 役員会は、必要に応じ随時開催する。
- 2 会議は、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 会費の額及び負担方法
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会の審議事項)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 会議の議長は、会長があたる。

- 2 会議は、半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費・補助金・交付金及びその他の収入をもって充てる。

(監査報告)

第16条 本会の会計は、年度終了後速やかに監査を受け、その結果を総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の決議を経て、会長がこれを行う。

附 則

この規約は、平成15年6月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月24日から施行する。

瑞穂市自治会連合会弔慰金見舞いに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、瑞穂市自治会連合会会員の弔慰、見舞金について定めるものとする。

(会員)

第2条 瑞穂市自治会連合会規約第2条の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者（以下「自治会長等」という。）を会員とする。

2 会員の資格は、自治会長等のある期間とする。

(弔慰金及び見舞金)

第3条 会員及び配偶者が死亡、疾病、負傷したときは、弔慰又は見舞いを行う。

2 会員及び配偶者が死亡したときは、弔慰金を給付する。

(1) 会員が死亡したとき 1万円

(2) 会員の配偶者が死亡したとき 5千円

3 会員が疾病、負傷したときは、見舞金を給付する。

(1) 疾病の程度が、10日以上入院及び療養 5千円

附 則

この内規は、平成15年12月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月24日から施行する。

瑞穂市自治活動傷害給付事業規約

(目的)

第1条 この事業は、自治会の自治活動精神に基づき互助制度を確立することにより、自治会及び瑞穂市まちづくり地域振興組織補助金交付要綱第2条に定める団体（以下「校区活動組織」という。）が主催する活動事業に参加した市内に住所を有する者（以下「参加者」という。）が、負傷若しくは死亡したとき、給付金等を支給し、その福祉の増進と自治振興を図ることを目的とする。

(事業組織)

第2条 この事業は、瑞穂市自治会連合会組織で運営する。

(事業名)

第3条 この事業は、瑞穂市自治活動傷害給付事業と称する。

(審査委員)

第4条 この事業に審査委員を置き、審査委員会を組織する。

2 審査委員は、瑞穂市自治会連合会役員をもってこれに充てる。

3 審査委員長は、自治会連合会会長が当たる。委員長に事故あるときは副会長より互選し、これに当たる。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は委員長が招集する。

2 委員長は給付金の請求を受理してから1月以内に審査委員会を招集しなければならない。ただし、請求金額が10万円未満については委員長が専決することができ、10万円以上15万円未満については委員長及び自治会連合会副会長の協議により決定することができる。

3 前項ただし書きにより委員長が専決等したときは、次回の審査委員会にこれを報告するものとする。

4 審査委員会は、委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数により決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、請求内容に応じて申請者に必要事項を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

(会計)

第6条 この事業の会計は、瑞穂市自治活動傷害給付事業会計とし、事務局において行う。

(資金)

第7条 本事業の資金は、瑞穂市自治会連合会補助金により運営する。

(給付対象者)

第8条 参加者が第1条の活動事業に従事中又は参加中に、偶然な事故により負傷若しくは死亡した場合に、本人又はその家族に給付金を支給する。

(給付しない場合)

第9条 次に掲げる事由による場合は、給付しないものとする。

- (1) 参加者の故意によるもの
- (2) ガス中毒、及び細菌性食中毒
- (3) 参加者の自殺行為又は犯罪行為
- (4) 参加者の脳疾患、心疾患又は心神喪失
- (5) 参加者の妊娠、出産又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故
- (7) 紛争、暴動等に随伴して生じた事故
- (8) 地震、水害等これらに随伴して生じた事故
- (9) 持病又はこれに類する疾病によるもの

(給付金)

第10条 給付金は1事故につき次の金額を限度とする。

- (1) 賠償責任保険金 1件 1億円

ただし、別に加算する自治会活動保険約款の定めによる。

- (2) 死亡給付金 1人 1千万円

ただし、明らかにその事故に起因し180日以内に死亡した場合。

- (3) 重度後遺障害給付金 1人 5百万円

ただし、その事故に起因し180日を超えてなお治療を要する時は、事故から181日目の医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定し、別表1により給付する。

- (4) 入院給付金 1人1日につき5千円

ただし、事故の日から180日までを限度とする。

- (5) 通院給付金 1人1日につき3千円

ただし、事故の日から180日以内の通院日数90日を限度とする。

(傷害見舞金)

第11条 参加者の親族で市内に住所を有しない者に、自治会及び校区活動組織が行

事参加を依頼し、第1条の活動事業に参加中に負傷し、8日以上入院若しくは通院した場合に10万円以内において傷害見舞金を給付する。

(損害賠償の免責)

第12条 自治会及び校区活動組織は、この規定による給付を行った場合において同一の事由について、その価額の限度において民法又は国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(手続事務等)

第13条 申請者は、事故発生後遅滞なく、傷害給付事業事故報告書(第1号様式)により自治会長又は校区活動組織の現認を得て連合会長に報告し、傷害の治療が完了したとき、又は死亡した時は傷害給付金請求書(第2号様式)に入院又は通院日数証明書を付して速やかに給付金を請求するものとする。

2 前項に規定する入院又は通院日数証明書の取得に係る実費について、申請者がその実費を証明する書類をもって連合会長に請求があった場合、その実費について支給することができる。

3 賠償責任保険にかかわる事故については、当該保険会社へ速やかに通知し、その約款によるものとする。

(会計監査)

第14条 本事業の会計監査は、自治会連合会監事をもって充てる。

(決算報告)

第15条 この事業の収支決算の報告は、瑞穂市自治会連合会の総会で行うものとする。

(その他)

第16条 この規約の改正及びこの規約に定めなきもの、又は予測しない災害、事故による給付については、瑞穂市自治会連合会役員会に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、公布の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規約の施行日の前日までに、合併前の穂積町町内会自治活動給付事業規約の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規約の相当規定により

なされた決定、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規約は、平成15年11月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月24日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月13日から施行する。

別表 1 後遺障害給付区分率表

(第 10 条関係)

1 目の障害	
① 両眼を失明したとき	100%
② 1眼が失明したとき	60%
③ 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
④ 1眼の視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき	5%
2 耳の障害	
① 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
② 1耳の聴力を全く失ったとき	30%
③ 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3 鼻の障害	
① 鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4 咀嚼、言語の障害	
① 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき	100%
② 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
③ 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき	15%
④ 歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5 外貌(顔面・頭部・頸部)の醜状	
① 外貌に著しい醜状を残すとき	15%
② 外貌の醜状(顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度)を残すとき	15%
6 脊柱の障害	
① 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	40%

②	脊柱に運動障害を残すとき	30%
③	脊柱に奇形を残すとき	15%
7	腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
①	1腕又は1脚を失ったとき	60%
②	1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき	50%
③	1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
④	1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	5%
8	手指の障害	
①	1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
②	1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
③	拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
④	拇指以外の1指の機能に著しい障害をのこすとき	5%
9	足指の障害	
①	1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
②	1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
③	第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
④	第1足指以外の1足指の機能に著しい障害をのこすとき	3%
10	その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができないとき	100%

決	会 長	副会長	副会長
裁			

瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業事故報告書

瑞穂市自治会連合会

年 月 日

会 長

様

自治会名

申請者住所

氏名

印

電話

—

下記の通り瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業に係る事故を報告します。

①自治会活動事業名

②事故発生日時 年 月 日 午前・後 時 分

③事故発生地 瑞穂市 番地・場所

④被災者 瑞穂市 番地・氏名

生年月日 T.S.H.R 年 月 日 男・女 電話 —

⑤病院・医師等名 電話 —

所在地

症状（傷病名） 通院 日 入院 日 休業 日 見込

⑥事故状況

被災者は標記自治会事業に従事（参加）中の事故により被災したものであり、瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業に該当します。

1. 現認者

自治会名、又は
校区活動委員会名

印

氏 名

電 話 —

2. その他、保険会社等

瑞穂市自治会自治活動傷害給付金請求書

瑞穂市自治会連合会

年 月 日

会 長

様

請求者住所

氏名

印

電話

下記の通り瑞穂市自治会自治活動傷害給付金を請求します。

活動事業名	
被災者氏名	生年月日 年 月 日 年齢 歳
負傷年月日	年 月 日 治癒年月日 年 月 日
傷害の程度及び障害の部位等	
入院日数	入院日数証明書添付（限度、事故発生日より180日） 年 月 日 ～ 年 月 日 まで 日間
通院日数	通院日数証明書添付（限度、事故発生日より180日の内90日） 年 月 日 ～ 年 月 日 まで 日
給付金受取人	
振 込 先	銀行 支店
	普通 当座
	口座番号 NO _____
	口座名義人
受 理	年 月 日
決 定	年 月 日
支 払	年 月 日
金 額	円

会 長	副会長	副会長	備考

（注意事項）

- 1 請求者は、傷害が治癒、又は事故発生日より181日目以後1ヵ月までに請求する。
- 2 この請求書には、治癒の期間の決定に必要な入院及び通院日数のわかる証明書を添付すること。
- 3 給付対象者の振込先の銀行名、通帳番号、名義人氏名を記入して下さい。

(第13条関係添付書類 様式任意)

入院・通院日数証明書

住 所 瑞穂市

氏 名 様

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生

傷 病 名 _____

入院日数 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

通院日数 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(うち実際に通院した日数 日)

※実際に通院治療を受けた日に○印を付けてください。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	

以上のとおり入院・通院加療し治癒したことを証する。

令和 年 月 日

証明者
(医療機関)

印

第2部 自治会長研修会

(1) 講師：生涯学習課・スポーツ推進委員

内容：出前講座の紹介について

(2) 講師：スパイラルローキャス株式会社

内容：自治会運営支援システム

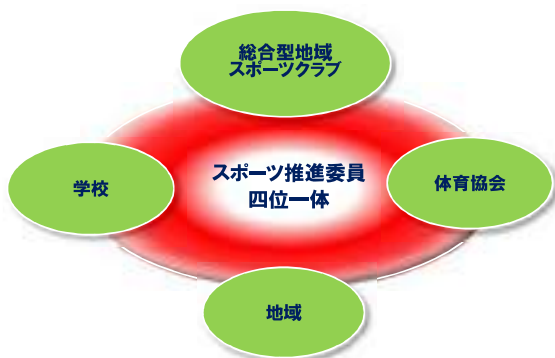
「CHIKUWA!」について

瑞穂市スポーツ推進委員会のご紹介



私たち瑞穂市スポーツ推進委員は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が平成23年に全改定されて制定されたスポーツ基本法により、それまでの『体育指導委員』の名称から『**スポーツ推進委員**』に変更され、瑞穂市教育委員会より各小学校区から26名が委嘱を受け非常勤公務員として活動中です。瑞穂市市民の日常化（成人の週1回のスポーツ実施率70%以上）を目指し、各団体と連携・協働を図り【**いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも**】気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進するために活動しています。

私たちは、各団体と四位一体で連携、協働を行い、地域住民と行政のパイプ役となり、生涯スポーツを通じてまちづくりや健康保持の場の提供や実地指導等を展開しています。



みんなのスポーツ

私たちは、活動を実践するために下記4点の英語頭文字から【**4Cの実行**】をキャッチフレーズとして活動しています。

- ☆コーディネート(Coordinate) : スポーツ推進事業に関わる連絡調整をする
- ☆コミュニティ(Community) : 地域づくりの活性化を図る
- ☆コミュニケーション(Communication) : 全委員が意思疎通を図り課題を共有し目的の達成を図る
- ☆チャレンジ(Challenge) : 挑戦し続ける



瑞穂大学・健康体操



高齢者サロン・ビンボーリング



ファミリーハイキング・敦賀へ



ファミリーハイキング・彦根城へ



ファミリーハイキング・高山へ

<各種関係活動>

地域・行政	ファミリーハイキング	ファミリーでハイキングを兼ねウォーキング企画運営（定員150名）
	市民ゲートゴルフ大会	市オリジナルスポーツの大会企画運営（定員120名）
	自治会ゲートゴルフ大会	指導運営協力
	瑞穂大学健康体操	高齢者に対するストレッチ体操
	高齢者サロン出前講座	自治会の高齢者サロンへの軽スポーツの出前指導
	校区ウォークイベント等	軽スポーツの企画運営指導
	老人クラブ連合会運動会	軽スポーツ指導、運営協力
スポーツ総合地域クラブ	みんなでスポーツ	講座の企画運営指導
	各種軽スポーツ	講座指導運営
	ふれあいフェスタ	運営協力
体育協会	駅伝大会	審判、記録、運営協力
	綱引き大会	ストレッチ体操、運営協力
	わんぱくすもう大会	受付、運営協力
学校	子ども会・PTA・出前講座	運営、指導協力
	みんなのスポーツ	講座企画指導運営



カローリング



市民ゲートゴルフ大会



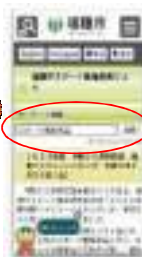
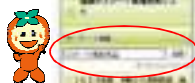
モルック



スポーツ推進・岐阜地区研修会

上記は私たちの活動の一部のご紹介となります。各小学校校区にスポーツ推進委員がおりますのでスポーツに関する出前講座などにつきましては老若男女問わずスポーツ推進委員又は生涯学習課までお問い合わせください。

瑞穂市ホームページからスポーツ推進委員と検索して活動等もご覧下さい。



連絡先 瑞穂市教育委員会 生涯学習課
 （瑞穂市スポーツ推進委員会事務局）
 住所 〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田300-2
 （瑞穂市役所東南庁舎内）
 TEL 058-327-2117 FAX 058-327-2105
 Email syougai@city.mizuho.lg.jp

軽スポーツ備品

種目名	品名	数量
モルック	一式	50セット
ビーンボウリング	ピンセット	4セット
	ボール	15個
	体育館用マット ※雨天時	
ディスクゴルフ	フリスビー	36枚
	ディスクキャッチャー	1セット
キャッチングザ スティック	スティック赤	61本
	スティック青	29本
ゲートゴルフ グラウンドゴルフ	グラウンドゴルフスティックセット (クラブ6本、ボール6個) 子供用もあり	多数
	グラウンドゴルフホールセット (旗4、スタートマット4、ホール4)	10セット
	ゲート	多数
	ゴルフ用マーカー	多数
	屋内用ゲート台 ※雨天時	
	屋内用ボール ※雨天時	多数
	屋内用スティックカバー ※雨天時	多数

※上記は一例です。その他ご要望があれば、生涯学習課までご相談ください。

